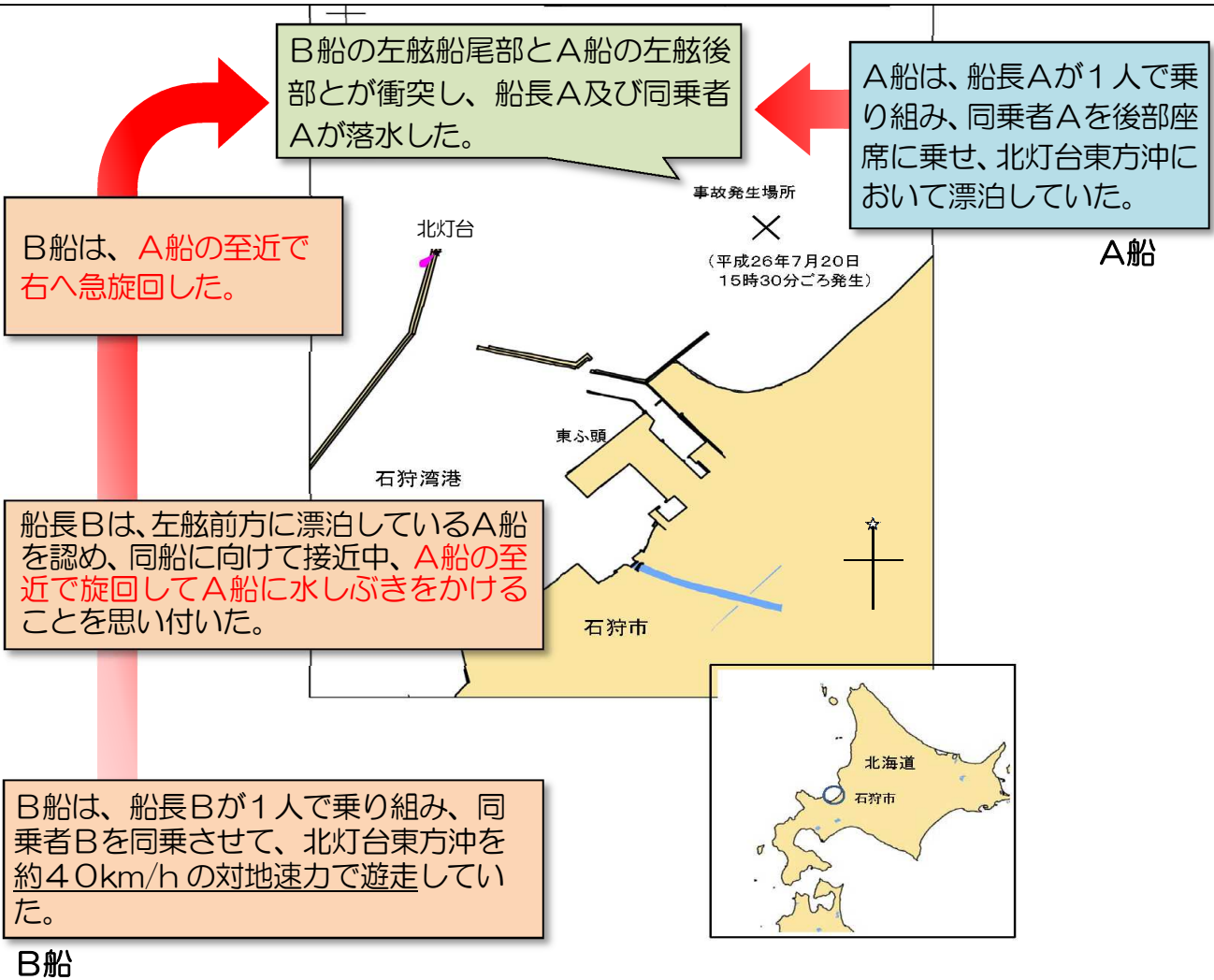


事例8 (危険操縦) 水上オートバイ同士の衝突事故

間近の水の上オートバイにしびきをかけようと接近し、至近で急旋回して衝突

事故の概要：水上オートバイG号（以下「A船」）は、船長が1人で乗り組み、同乗者Aを後部座席に乗せ、北海道石狩湾港北防波堤北灯台（以下「北灯台」）東方沖で漂泊中、水上オートバイD号（以下「B船」）は、船長1人が乗り組み、同乗者Bを同乗させて遊走中、平成26年7月20日15時30分ごろ両船が衝突した。



原因：本事故は、石狩湾港の北灯台東方沖において、A船が漂泊中、B船が遊走中、船長Bが、漂泊しているA船を認めて接近し、水しびきをかけようと思ってA船の至近で右へ急旋回したため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。

再発防止に向けて（事故防止策）

- ・他船の至近で急旋回して水しびきをかけるなどの危険な操縦は行わないこと。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。(平成27(2015)年8月27日公表)
http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2015/MA2015-9-3_2014hd0057.pdf